

栗山町立小中学校適正配置計画

令和6年11月26日

栗山町教育委員会

はじめに

栗山町教育委員会では、少子化問題や地域コミュニティの変貌、グローバル社会の進行をはじめとした昨今の社会情勢の変化や、新学習指導要領の推進に伴う教育課程のあり方など、学校が直面する課題を鑑みて、小中学校の適正規模・適正配置の検討を開始し、令和 6 年 3 月に「栗山町立小中学校適正配置基本方針」を策定いたしました。

これにより、今後、基本方針に基づく教育環境の整備を推進するには、それらを具現化する方向性や手段に関わる具体的な事項について、多様な意見や考え方を参酌することがより確かであるとして、令和 6 年 5 月に「栗山町立小中学校適正配置計画検討委員会」を設置し、関係団体・組織からの推薦等による 18 名の委員構成をもって、計画策定に向けた協議・検討をいただいたところです。

そのような中、令和 6 年 10 月、栗山町立小中学校適正配置計画検討委員会において計画策定に関する提言書がまとめられ、栗山町教育委員会では、この提言書を受けて、今日まで同検討委員会にて整理いただいた内容を尊重しながら、改めて「子どものため」を起点とする考え方に基づき精査を進めてまいりました。

この「栗山町立小中学校適正配置計画」は、これまでにいただいた意見や議論等の経過を踏まえ、子どもたちの健やかな成長と社会で生きる力を育むために、学校・家庭・地域がしっかりと連携した中で、より良い学校教育の環境整備が結実するよう策定するものであります。

令和 6 年 11 月 26 日

栗 山 町 教 育 委 員 会

目 次

I. 基本的な事項	1
1 基本的理念	
2 計画の目的	
3 計画の位置付け	
4 計画の期間	
5 計画推進に関わる考え方	
II. 関連施策の推進～特色ある学校づくり	2～3
1 小中一貫教育の推進	
2 ふるさとキャリアプログラムの推進	
3 その他関連施策の推進	
III. 学校規模の適正化	4～11
1 適正化に関わる考え方	
2 小学校の統合（適正化）	
3 中学校の統合（適正化）	
4 学校校舎等	
5 学校の位置	
6 通学手段の確保	
IV. その他関係事項	12
1 学校施設（閉校舎）の取扱い	
2 計画の推進・遂行の留意点	
V. 計画のスケジュール	13

I. 基本的な事項

1. 基本的理念

本計画の策定にあつては、子どもたちの健全な成長を図ることを優先的に考えて、充実した学校環境の整備等について整理します。

2. 計画の目的

本計画は、次の事項を中心に中長期的な見通しを立てることを目的とします。

- ①学校教育に関わる関連施策の推進（特色ある学校づくり）
- ②学校規模の適正化（学校の小規模化への対応措置）

3. 計画の位置付け

栗山町第 7 次総合計画（以下、「総合計画」という）及び栗山町教育ビジョン（以下、「教育ビジョン」という）に準ずる個別の計画とします。

4. 計画の期間

本計画の期間は、総合計画の終期と同様とし、令和 7 年度から令和 12 年度までとします。

5. 計画推進に関わる考え方

① 計画の見直し

総合計画、教育ビジョンにおいて、今後、人口動態や社会情勢、教育を取り巻く環境の変化等により見直しが必要となった場合は、適宜改訂します。

② 計画の遂行

適正配置の実施が長期化した場合は、学校の小規模化の進行を招くなど、課題解決の遅延による子どもたちへの影響や、保護者をはじめとした関係者の不安を大きくする可能性があるため、それらを考慮して本計画の遂行はもとより、必要な協議が生じた場合は慎重に臨む一方で可能な限り迅速に執り進めます。

③ 情報の発信・共有等

本計画の推進にあつては、行政と保護者、地域、学校が意思疎通を図りながら円滑に進めることが望ましいと考えられることから、本計画の内容を含め、学校区ごとに説明会を行うなど、情報の発信・共有に努めます。

Ⅱ．関連施策の推進～特色ある学校づくり

1．小中一貫教育の推進

小中一貫教育は現在まで、学力の定着や中 1 ギャップの解消、児童生徒の規範意識の向上、柔軟な教育課程による効果的な教育活動の展開など、教育効果が高まる有用な施策として全国的に広がりを見せています。

このため、学校教育に関わる有効な施策の一つとして、また、今後、保育園・こども園、高校との連携も鑑みて、基本方針のとおり、適正配置と並行して小中一貫教育の導入を目指し、系統的な教育を推進します。

小中一貫教育の類型・形態については、「義務教育学校」及び「小中一貫型学校」共に 9 年間を通じた系統的な教育課程を編成する目的に変わりはありませんが、施設面の整備に大きく影響することが想定されるため、学校施設の物理的な要件に加え地域性や教員配置等を勘案した上でいずれか適当とされる手段を選定します。

ただし、今後の児童生徒数の動向や円滑な運用を鑑みて、導入については基本的に「義務教育学校」の類型・形態を目指す方向で執り進めます。

また、小中一貫教育の導入・推進に伴う目標の設定や教育課程の編成、組織の体制等については、必要に応じて、教職員や有識者等の関係者で構成する専門的な機関を組織し、具体的な協議・検討を十分に行います。

- ・ 学校適正配置（統合）に並行して、さらなる推進を図る

■小中一貫教育の推進に関わる基本的な考え方

類 型	「義務教育学校」及び「小中一貫型学校」いずれも可とするただし、基本的に「義務教育学校」の方向を目指す
形 態	物理的な要素や円滑な運用等を勘案した、適当とされる形態とする

2. ふるさとキャリアプログラムの推進

本町には多くの地域資源が存在しており、子どもが「ふるさとに学ぶ」ための人材や素材に溢れています。また、令和5年度に開催した「子どもたちのための学校教育の在り方を語り合う会」において、住民のみなさんから本町の地域資源を活かして子供たちが成長できる機会を作ってあげたいという思いが多く寄せられました。

本町の地域資源を発達段階に応じて意図的、計画的に教育活動へ反映し、地域と共に歩む教育活動を推進するなどの「地域と歩む持続可能な教育」に取り組むことにより、ふるさと観やキャリア観を育成します。

そのために、各地域の独自性を尊重しつつ、栗山町地域教育協議会等と連携・協働して、学校と地域との双方向的な活動を展開し、町独自の教育活動の創設と具現化に取り組みます。

- ・ 地域資源を活かした「地域と歩む持続可能な教育」を推進

3. その他関連施策の推進

本計画に定めのない事項で、適正配置に関連し、児童生徒に対してより良い教育環境、教育指導に繋がる事業については、積極的な検討・実施に努めます。

また、教職員の働き方改革に関わる施策等、必要により適正配置に先行して実施できる事業については適宜推進します。

Ⅲ. 学校規模の適正化

1. 適正化に関わる考え方

栗山町の学校規模は、児童生徒数が現在の小学校3校に集約される直前（平成8年度、1,378人）から現在（令和6年度、665人）までに713人減少（表1）し、今後もさらなる減少が見込まれます。（表2）

このため、基本方針が掲げる適正な学校規模を確保するには、学校の統合は必要な手段であると考えられます。

また、適正な教育環境を整えるには、学校規模の確保だけではなく、学力の向上及び定着、いじめや不登校への対策、社会性や協調性、規範意識の涵養など、新学習指導要領の円滑な実施を鑑みた教育・指導体制の充実に加え、小中学校間の連携強化が一層図られるよう整備を行う必要があると考えます。

このことから、小中学校の適正化については、学校の統合により学校規模を確保しながら、教育効果を高めるために小中一貫教育の導入・推進も考慮するなど、関連施策を合わせた一連的な考え方に基づいた整備を行います。

- ・ 学校の適正規模は統合により確保する
- ・ 学校の適正配置は、関連施策の推進も鑑みて整備する

[表1:普通学級数と児童生徒数の推移]

単位：級・人

	平成8年度		平成25年度		令和6年度	
	級数	児童生徒数	級数	児童生徒数	級数	児童生徒数
栗山小	18	569	15	453	12	313
雨煙別小	2	34	-	-	-	-
角田小	6	111	5	49	5	54
杵臼小	3	24	-	-	-	-
継立小	6	117	6	54	4	41
栗山中	12	452	9	288	8	257
継立中	3	71	3	42	-	-
合 計	50	1,378	38	886	29	665

※平成8、25年度は5月1日現在。令和6年度は4月1日現在。

※級数は普通学級数

[表2:普通学級数と児童生徒数の将来予測]

単位：級・人

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	級数	児童生徒数	級数	児童生徒数	級数	児童生徒数	級数	児童生徒数	級数	児童生徒数	級数	児童生徒数
栗山小	12	294	11	292	11	276	11	264	10	242	9	235
角田小	4	45	4	43	4	45	4	47	5	44	5	41
継立小	4	39	4	32	3	22	3	18	3	14	3	17
栗山中	8	260	7	236	7	232	6	206	6	201	6	176
合 計	28	638	26	603	25	575	24	535	24	501	23	469

※令和6年4月1日時点の住民基本台帳に基づき推計

※特別支援学級の小学1年生数は令和6年度と同数と仮定して推計

2. 小学校の統合（適正化）

現在、栗山小学校では全学年で2学級となっていますが、角田小学校と継立小学校では一部、複式学級も導入されている状況にあります。

また、今後の推移をみると、令和9年度には継立小学校の新入生が1名となり、全ての学年において複式学級となるほか、令和10年度には栗山小学校でも1学級の学年が発生する見込みです。（表3～5）

このため、学校統合においては、段階的に集約する手法では適正規模の確保は困難な状況にあり、学校規模の適正化を図る上では、児童数の将来予測推移から、1校に集約しなければ持続的な学級数の確保に繋がらないと考えられます。（表6）

このことから、小学校の統合にあつては、教育環境の統一的な整備や今後の小中連携等の円滑な推進を鑑みて、全3校を1校へ集約します。

・ 小学校3校を1校に集約（統合）する

[表3:栗山小学校の普通学級数と児童数の予測]

単位：級・人

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数
1年	2	43	2	50	2	43	1	32	1	31	1	36
2年	2	43	2	43	2	50	2	43	1	32	1	31
3年	2	53	2	43	2	43	2	50	2	43	1	32
4年	2	44	2	53	2	43	2	43	2	50	2	43
5年	2	59	2	44	2	53	2	43	2	43	2	50
6年	2	52	2	59	2	44	2	53	2	43	2	43
合計	12	294	12	292	12	276	11	264	10	242	9	235

※令和6年4月1日時点の住民基本台帳に基づき推計

※特別支援学級の小学1年生数は令和6年度と同数と仮定して推計

[表4:角田小学校の普通学級数と児童数の予測]

単位：級・人

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数
1年	1	6	1	9	1	9	1	8	1	5	1	4
2年	1	7	1	6	1	9	1	9	1	8	1	5
3年		8	1	7	1	6	1	9	1	9	1	8
4年	1	6		8		7		6	1	9	1	9
5年		7	1	6	1	8	1	7	1	6	1	9
6年	1	11		7		6		8		7		6
合計	4	45	4	43	4	45	4	47	5	44	5	41

※令和6年4月1日時点の住民基本台帳に基づき推計

※特別支援学級の小学1年生数は令和6年度と同数と仮定して推計

[表 5: 継立小学校の普通学級数と児童数の予測]

単位：級・人

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数
1年	1	4	1	2	1	1	1	3	1	2	1	5
2年		2		4		2		1		3		2
3年	1	6	1	2	1	4	1	2	1	1	1	3
4年		7		6		2		4		2		1
5年	1	11	1	7	1	6	1	2	1	4	1	2
6年	1	9	1	11		7		6		2		4
合計	4	39	4	32	3	22	3	18	3	14	3	17

※令和6年4月1日時点の住民基本台帳に基づき推計

※特別支援学級の小学1年生数は令和6年度と同数と仮定して推計

[表 6: 学校統合（1校）とした場合の普通学級数と児童数の予測]

単位：級・人

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数	級数	児童数
1年	2	53	2	61	2	53	2	43	2	38	2	45
2年	2	52	2	53	2	61	2	53	2	43	2	38
3年	2	67	2	52	2	53	2	61	2	53	2	43
4年	2	57	2	67	2	52	2	53	2	61	2	53
5年	3	77	2	57	2	67	2	52	2	53	2	61
6年	2	72	3	77	2	57	2	67	2	52	2	53
合計	13	378	13	367	12	343	12	329	12	300	12	293

※令和6年4月1日時点の住民基本台帳に基づき推計

※特別支援学級の小学1年生数は令和6年度と同数と仮定して推計

3. 中学校の統合（適正化）

中学校は、平成26年に継立中学校が栗山中学校と統合しているため、現在は1校となっています。

[表 7: 栗山中学校の学級数と生徒数の予測]

単位：級・人

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
	級数	生徒数	級数	生徒数	級数	生徒数	級数	生徒数	級数	生徒数	級数	生徒数
1年	3	83	3	72	3	77	2	57	2	67	2	52
2年	2	81	2	83	2	72	2	77	2	57	2	67
3年	3	96	2	81	2	83	2	72	2	77	2	57
合計	8	260	7	236	7	232	6	206	6	201	6	176

※令和6年4月1日時点の住民基本台帳に基づき推計

※特別支援学級の小学1年生数は令和6年度と同数と仮定して推計

4. 学校校舎等

(1) 小学校

小学校全校を1校に統合する場合、通常学級及び特別支援学級を合わせた教室数を確保するには、教室数が一番多い栗山小学校を活用する必要があります。

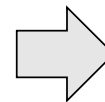
しかし、栗山小学校の校舎及び体育館は築40年以上が経過（表8）していること、さらに、学校施設に対する概念は新しい時代の学びの姿に向けて変化しており、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する必要があります。

このため、統合する小学校については、新校舎等の建築或いは栗山小学校校舎等の大規模な改修を基本としつつも、将来的に児童数の減少が予想される中での学校施設の活用方法や、費用対効果、さらには町財政への長期的な影響も踏まえたうえで、栗山中学校体育館の新築と併せて検討します。

- ・ 新校舎等の建築或いは栗山小学校校舎等の改修を基本とする

[表8:小学校校舎等の竣工日と構造、教室数]

学校名	竣工日	延面積 (㎡)	構造	普通 教室数	特別 教室数
栗山小（校舎部分）	S53.10.1	6,135.61	RC	25	9
栗山小（体育館部分）	S54.4.1	1,265.62	SRC	-	-
角田小（校舎部分）	S62.1.31	2,292.61	RC	7	8
角田小（体育館部分）	S62.12.11	815.25	SRC	-	-
継立小（校舎部分）	S56.11.30	2,926.69	RC	8	6
継立小（体育館部分）	S57.12.13	830.31	SRC	-	-



[1校に統合]

普通教室数
 (特別支援教室含む)

18教室
必要と見込む

※RC:鉄筋コンクリート造 SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造

※教室数は令和6年4月1日現在

(2) 中学校

中学校校舎については、生徒数の予測推移から現状施設規模で対応が可能と判断できること、さらには一番新しい校舎のため長寿命化対策を実施することで耐用性も問題ないと考えられます。

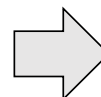
しかし、体育館については築 50 年以上を経過しているため新体育館の建築が不可欠な状況にあります。(表 9)

このため、校舎部分については改築による長寿命化工事を、体育館については新築を基本としつつも、将来的に生徒数の減少が予想される中での学校施設の活用方法や、費用対効果、さらには町財政への長期的な影響も踏まえたうえで、小学校の新築等と併せた検討を行います。

- ・ 校舎は既存施設の利用（長寿命化）、体育館は新築を基本とする

[表 9:中学校校舎等の竣工日と構造、教室数]

学校名	竣工日	延面積 (㎡)	構造	普通 教室数	特別 教室数
栗山中（校舎部分）	H10.10.8	5,264.36	RC	13	11
栗山中（体育館部分）	S45.4.1	1,167.15	S	-	-



普通教室数
(特別支援教室含む)

11 教室
必要と見込む

※RC:鉄筋コンクリート造 S:鉄骨造
※教室数は令和 6 年 4 月 1 日現在

(3) 付帯関連施設の整備

学校統合に伴う、校舎以外の付帯施設・設備に関しては、体育館・グラウンド・遊具スペース等は当然に校舎と同じ敷地内に維持・整備します。

ただし、敷地面積の許容範囲には限りがあることも想定されるため、駐車場等のその他施設・設備については、必要に応じて、近接地等への設置も考慮して整備します。

なお、学校に関連する施設・設備の整備については、基本的に学習指導要領や学校ニーズを把握する中で措置するよう努めます。

5. 学校の位置

学校を配置する位置は、通学時の安全はもとより、交通機関の整備状況、他の教育関連施設の利活用に関わる利便性などに配慮する必要がある、加えて保護者の負担や地域との関係性も考慮しなければなりません。さらに、本町は南北に長い地形となっており、北西部に児童生徒が集中していることも考慮しなければなりません。（図1・表10）

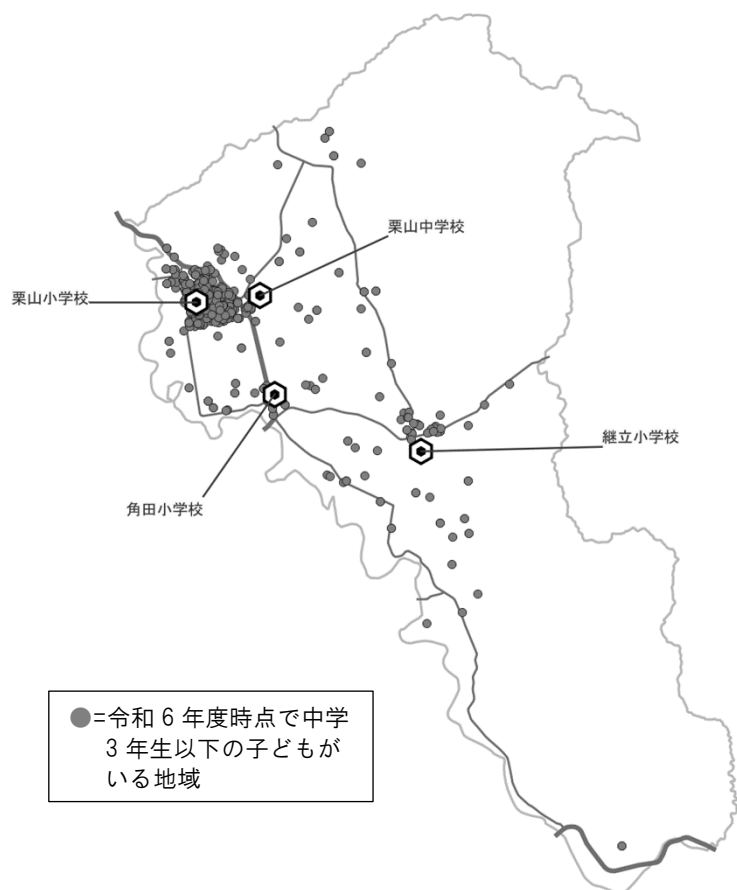
これらのことを踏まえると、北西部地域を優先に考え選定することが望ましく、また、今後の小中一貫教育の円滑な推進等、以下の利点も鑑みて、小学校と中学校とを可能な限り近接地に設置します。

- ・ 学校の位置は北西部とし、小学校と中学校とを可能な限り近接させる

■小中学校の隣接により考えられる利点

- ・ 教員の乗り入れ授業の実施等、小中学校間の連携体制が構築しやすくなる
- ・ 小中一貫教育を導入・推進する場合、円滑な運用が見込まれる
- ・ コミュニティ・スクールの運営に関し、双方の連携・協力体制が円滑になる
- ・ 通学支援策（スクールバス運行）において、効率化と高い利便性が見込まれる
- ・ 登下校時に一定の集団が形成されやすく、安全性の一層の確保が期待できる

[図1:現小中学校の位置と児童生徒の分布]



[表10:自宅から各学校までの直線距離別人数]

単位：人

直線距離	栗山小	栗山中
1km以下	610	114
1-2km	133	524
2-3km	19	177
3-4km	74	51
4-5km	25	14
5-6km	12	45
6-7km	30	24
7-8km	46	11
8-9km	10	8
9-10km	8	3
10km以上	10	6

※ 令和6年4月1日時点で0歳から15歳までの人数

※ 令和6年4月1日時点の住民基本台帳の住所より計測

6. 通学手段の確保

学校を統合した場合、通学において、基本方針で基準として掲げている距離・時間の範囲を超える事例が生じます。

このため、基準を超える児童生徒を対象に、スクールバスの導入・運行を基本とした通学支援に関わる事業を展開します。

・ スクールバスの導入・運行を基本とする

[表 11:最長通学距離の参考比較]

学校	居住地	現行の距離	学校を栗山小学校敷地内とした場合の距離	学校を栗山中学校敷地内とした場合の距離
栗山小	雨煙別（緑丘公民館付近）	約7km	-	約6km
角田小	桜山（浄水場付近）/阿野呂（阿野呂公民館付近）	約6km	約8km	約7km
継立小	滝下（滝下神社付近）	約16km	約23km	約22km

※令和6年4月1日時点の住民基本台帳に基づき計測

（１）スクールバスの運行

スクールバスの運行に関しては、子どもたちの通学による体力増強への配慮などを鑑みて次の事項を基本に運用します。なお、本計画上では下記事項を基本としながらも、運行に関する対象者の設定等の詳細事項は、栗山町スクールバス運行計画等検討委員会において協議をするなど、改めて精査・整理を行い、別途、運行計画を定めます。

■スクールバス運行に関する基本的事項

通学時間	・ 通学の片道にかかる総時間（徒歩・乗車時間）は概ね1時間以内とする
対 象 者	次のいずれかに該当する児童生徒 ・ 自宅・学校間の通学距離が3kmを超える児童と5kmを超える生徒（通学距離の測定は、公道上の最短距離とする） ・ 旧雨煙別小学校区、旧桜山小学校区、旧杵臼小学校区、旧南学田小学校区（継立市街地を除く）、旧日出小学校区、旧円山小学校区、旧滝下小学校区に居住する児童 ・ 旧継立中学校区に居住する生徒
運営形態	・ 運行の確実性と安全性を第一に効率的で利便性の高い運用方法を選択

（２）その他の通学支援

通学支援策については、スクールバスの運行を基本としていますが、効率性や利便性などを考慮し、それらによることが適当でないと判断される場合は、他の手法について検討します。

IV. その他関係事項

1. 学校施設（閉校舎）の取扱い

学校施設においては、本来の学校機能のほか避難所や地域コミュニティの場など、多様に活用されていることから、学校統合により大きな影響が生じる可能性があります。

このため閉校となる校舎の取扱いについては、適正配置の進行に併せて関係部署や関係機関などと連携・協議し、適切な対応・措置に努めます。

2. 計画の推進・遂行の留意点

本計画の推進・遂行については、多額の事業費を要することも推察されるため、地域や保護者はもとより、まちづくりへ与える影響も考慮しながら、効果や効率性、さらには合理的な手法を十分鑑みて執り進めます。

V. 計画のスケジュール

適正配置の実施に関わるスケジュールは、最上位計画である総合計画に合わせ、当該計画期間内での完了を基本とします。なお、本計画の推進にあつては、新学習指導要領の円滑な推進をはじめ、子どもたちに少しでも早くより良い教育環境を提供するために可能な限り早期実現に努めます。

1. スケジュールのおおよその目安

具体的かつ明確なスケジュールに関しては、効率性や実効性等を鑑みて、関係機関・部署等との協議をもって精査し定めます。

(1) 小学校の統合

令和 9 年度に継立小学校の新入生が 1 名となる見込みのため、令和 8 年度までの完了を目指します。

※統合に関わる調整及び諸準備等に係る期間は 2 年程度を要するものと考えます。また、校舎等の建設又は改修については、①内部検討、②検討組織の設置、③整備方針の決定、④基本設計、⑤実施設計、⑥工事、⑦供用開始の手順を要しますが、統合後の令和 9 年度以降、早期の実現を目指し検討を進めます。

(2) 小中一貫教育の導入

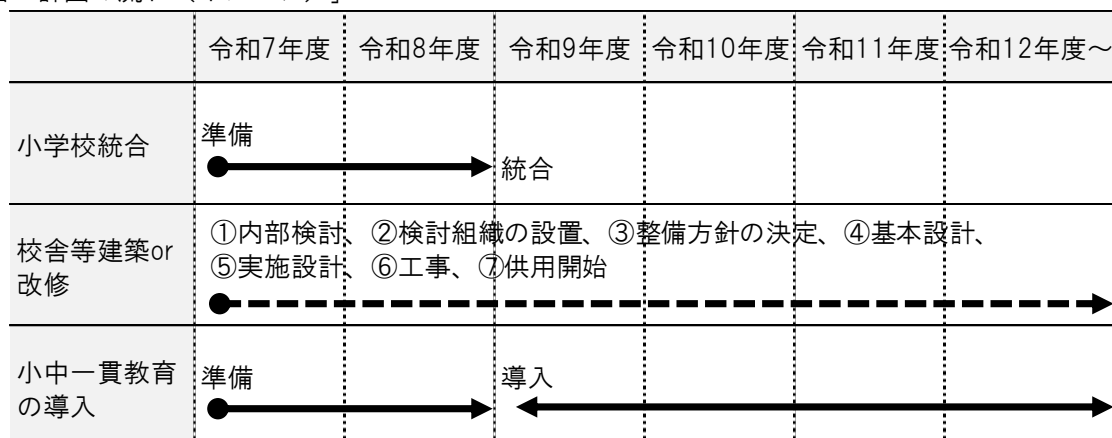
小学校の統合時期に合わせ、令和 9 年度以降の導入を目指します。

ただし、適正配置によらず先行実施が可能な場合は、適宜導入することとします。

(3) その他関連施策の推進

基本的に適正配置に並行して推進しますが、必要性等を考慮し導入可能なものについては、適正配置の時期にこだわらず適切な時期に導入を図る。

[図 2:計画の流れ (イメージ)]



※ 本計画の推進に関わるそれぞれの時期については、保護者や地域等の皆様のご理解により、早期に協議・諸条件等が整った場合は、実施時期を早めることも検討します。